

## 審 議 経 過

本日の議案は、全部で5件ございます。

最初から行きますと、第1号議案ですね。順番に行きたいと思いますので、第1号議案について事務局から説明をお願いいたします。

[第1号議案を朗読]

---

○事務局　それでは、詳細についてご説明させていただきます。

最初に、和歌山都市計画道路(貴志琴ノ浦線)の位置について説明させていただきます。

この図は、和歌山市の都市計画道路等の図面ですが、この図面の青色で表示している道路が貴志琴ノ浦線です。

この貴志琴ノ浦線は、梅原交差点を起点とし、北島橋を渡り、県庁前交差点から海南市との境界部分にまで至る延長1万3,430メートルの道路です。そのうち、今回の変更箇所は、赤で示した延長680メートルの区間です。

次に、路線の概要ですが、都市計画道路の名称は「和歌山都市計画道路3・4・13号貴志琴ノ浦線」。道路規格は、第4種第1級。設計速度は、時速60キロメートル。計画延長は、約1万3,430メートル。車線数は、4車線。代表幅員は、20メートルとなっています。ここでの代表幅員は、路線全体の過半を占める幅員を記載しています。今回の計画変更は、都市計画道路幅員30メートルを23メートルに縮小します。

次に、標準断面図です。上段が変更前の幅員で、30メートルとなっています。下段が今回の変更後の標準断面図です。

変更の内容は、本区間の事業化に当たり、将来交通量に基づき実施した詳細設計において、必要な車線数及び歩行者・自転車のための空間の検討を行った結果、幅員を30メートルから23メートルに縮小するものです。幅員構成は、道路構造令に基づき3.25メートルの車道が4車線。0.5メートルの路肩と2メートルの自転車道、2.5メートルの歩道をそれぞれ両側に設けます。

この図は、今回変更箇所の周辺の平面図になります。図面の右側が北、左側

が南となっています。緑色の着色は、現在の都市計画道路の区域を示しています。

本変更区間は、図中の「①和歌浦交差点」から「②和歌浦口交差点」間となります。この区間は、現状で歩道が未整備であるにもかかわらず、周辺の学校への通学に利用され、自転車・歩行者の通行が多数あることから、早期整備が求められていると聞いています。

次に、先ほどの①和歌浦交差点付近の詳細平面図です。

右の凡例に示しているとおり、赤線の範囲内が現在の都市計画道路の区域、赤の着色部分が新たな区域の増加部分、黄色の着色部分が幅員の縮小に伴う区域の減少部分となっています。

図面左の増加部分は、歩道整備に伴う交差点形状の変更、図面中央の増加部分はバス停車部の設置によるものです。バス停車部の幅員は、標準幅員 23 メートルの両側にそれぞれ 3 メートルの停車帯と 1 メートルの交通島を加えるとともに、当該箇所の自転車道と歩道及び路肩に道路構造令の縮小規定を適用し、それぞれ 0.5 メートルずつ、合わせて 3 メートルの縮小をすることで 28 メートルとなります。

次に、図面中央に右折レーンの設置箇所を示しています。現在、当該箇所には右折レーンがありませんが、今回、右折レーンを設置します。幅員構成としては、標準幅員 23 メートルに右折レーンとして 3 メートルの付加車線を加え 26 メートルとなります。

続いて、②和歌浦口交差点付近の詳細平面図です。

図面右側の増加部分は、先ほどの和歌浦交差点と同様に、交差点形状の変更、その他本線区間の減少部分は、幅員 30 メートルから 23 メートルへの縮小によるもので、周辺環境への影響を少なくするため、極力、現道利用ができるよう考慮した道路線形としています。

説明は、以上になります。

○議長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいま第 1 号議案ですね、ご説明ございましたけれども、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○委員 今般の議案に関しましては、現計画から幅員が減少するということ

でございます。実現可能性を考えれば、一定理解の範囲ではございますが、当然この計画の変更に関連して、今後、和歌浦口交差点からさらに北の、現在も懸案となっております高松交差点までの間も、変更の可能性というのは当然出てくると思います。この後の和歌浦口交差点から高松交差点の整備の計画と、また貴志琴ノ浦線全体の構想自体がまだまだ見えてない状況でございますので、このあたりもなかなかおっしゃってもらいにくいのは承知の上で、あえてこの場で聞かせてもらうんですが、どのようにお考えなのかお聞かせいただけたらと思います。

○議長　ご回答をお願いします。

○事務局　まず事業化する区間についてですが、今回変更区間の一番南側から事業は着手するということで聞いておりまして、期間としては事業化から5年での完成を目指していると、事業主体であります和歌山河川国道事務所からは聞いております。

この事業区間の完了後については、事故の状況であったり、渋滞の状況等を勘案して、それぞれセット区間を設けながら優先度を決めて随時整備を進めていくと聞いています。

ただ、何年度からというスケジュールまでは、お答えしかねます。

○委員　なかなか厳しいことを申し上げて恐縮ですが、今回、本事業に関しては、事業化してから5年間計画で完成すると見込まれているということですが、ただ、先ほども申しましたように、その和歌浦口から高松の間が整備されなければ、高松までの大きな路線の道路と、また整備した区間との間が未整備の状態中途半端な形で取り残されるというのは、いかにも計画遂行上よろしくないんじゃないかと思うわけですよ。ここらの優先順位は、今、県が考えておられる優先順位としては高いものと理解しておいてよろしいですか。

といいますのは、市民の皆さんは整備が進めば、当然、次は自分とこだということで、例えば家屋の投資計画にも当然支障を来すと思いますので、そのあたりの思惑等をお聞かせいただけたらと思うんですが。

○事務局　今回の変更及びその事業化に関する部分といいますのが、やはり説明の途中でもありました右折レーンがないというのが一つ大きな要因かと思っています。

というのも、交通事故の発生件数がかなり多い状況でして、地元からまずは和歌山市に要望書が提出され、そして和歌山市から事業者である国交省に要望書が提出されたと聞いておりました、やはりどの区間から事業化するかという一つの判断材料として、事故の発生件数及び渋滞状況等、周辺への影響というのを加味した上で決めていくことになりますので、おっしゃられているように、その優先度の高さというものはあるかと思うんですけども、その判断自体は、今、現時点でここをやります、次はこっちをやりますということじゃなくて、今回事業化している区間の完了をもって、その時点で次の区間はどこにするかを随時判断していくことになるかと思えます。

○委員 説明において、高松と和歌浦口間はそのように優先順位を高く考えてはいないということは理解しました。

ただ、一つ申し上げておきますと、おとしですか、都市計画道路の改廃を大幅に行いました。和歌山市においては、50年間その利用を規制された状態で都市計画路線が張りついた。それが、おとし一斉に改廃されまして、もう計画廃止しますよという箇所が何カ所もあります。これは残されたもの、維持された計画については、当然、実現可能性を高めていくという趣旨だと理解して、皆廃止もやむなしとなったわけでございますので、県行政の皆さんにおいては、その残された計画道路については、できる限り早く実現していただけますように、しっかりと取り組んでいただくことを要望して発言するものです。

○議長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、社会資本整備をどんどん進めていかなければいけないと思います。なかなか予算もないことなので、順番にやるしかないのかなと思いますけれども。とりあえず、ここの変更区間の内容に関しては、特にご異議がないという理解でよろしいでしょうか。

○委員 理解の範囲です。

○議長 はい、ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

○委員 今、和歌浦口から高松の話が出ました。で、私が今回確認させていただきたいのは、今度は和歌浦口それから和歌浦交差点の間、これを何年でやるということですか。

○事務局　今回の変更区間が 680 メートルあります。うち事業化されたのが 400 メートルとなっています。その 400 メートルについて事業化から 5 年をめぐりに完成を目指しているというところで、そこから残りの北側に向けてが、引き続き事業として進捗を図っていくというところですが、完成予定まではまだわからない状況です。

○委員　そしたら、まず和歌浦交差点のほうから北向いてかかっていくということでしょうか。

○事務局　はい、そのように聞いています。

○委員　で、残った区間がありますよね。これももちろん予算の関係があるわけでありますが、そこまでの間はまた引き続きそれはやりますよという解釈でよろしいわけですね。

○事務局　はい、そのように聞いています。

○委員　はい。これは地元連合自治会さんからもいろんな意見があるように聞いております。しっかり地元の意見を聞いて、やっぱりそれを参考にしながら進めていただかないと、かなり大きな国道で、この今回のことによって西側にセットバックをしていただくことになってくる、そういう工事になってくると思いますので、どうかくれぐれも地元のご意見というのはしっかり聞きながらこれを進めていっていただきたい。要望させていただきます。

何か補足がありましたら、おっしゃっていただいたら結構ですが。

○事務局　ただいまお話しいただきました件、事業者にも重々お伝えさせていただいて、事業の進捗を図らせていただければと思います。ありがとうございます。

○委員　ごめんなさいね。最後に、もう一回整理しますね。

和歌浦交差点からまず何百メートル、それにかかっていると、その後和歌浦口までの交差点の分をやります。それが終わってから、今度は和歌浦口交差点から高松の間に入っていきます、こういう流れでよろしいわけですね。

○事務局　和歌浦口交差点から北側につきましては、これから決めて着手していくというところですので、引き続きということはまだ決まっておられません。

○委員　じゃあ、とりあえず和歌浦交差点から和歌浦口交差点の間をきちっ

とやっていくと、こういうことでよろしいんですね。

○事務局 そのように聞いています。

○委員 ありがとうございます。

○議長 ご意見、どうもありがとうございます。

ほかに、いかがでございましょうか。よろしいですか。

はい。特にいろいろこれからのルート上のご課題等いただきましたが、今回の審議案件の内容自体には特にご異議とかご質問とかはないようでございますので、今からお諮りしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長 はい。それでは、第1号議案について、本審議会からは原案のとおり変更することを適当と認めるとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

○議長 はい。それでは、異議なしということでございますので、第1号議案につきましては、本審議会からは原案のとおり変更することを適当と認めるとさせていただきます。

続きまして、第2号議案ですね、事務局から説明をお願いいたします。

〔第2号議案を朗読〕

---

○事務局 詳細について説明させていただきます。

まず、本題に入る前に、制度の概要についてご説明させていただきます。

都市計画区域内においては、港湾管理者が水域と一体として管理運営すべき港湾活動が行われる陸域を、港湾管理者からの申し出により、都市計画法に基づく「臨港地区」に指定することができます。さらに、港湾管理者は、港湾地区内に港湾法に基づく条例により「分区」を指定し、都市計画法の「用途地域」のような建築物等の規制を設けることができます。今回の議案は、都市計画法に基づく「臨港地区」の追加についてご審議いただくものです。

左側の図は、和歌山下津港全体の位置を示しています。和歌山市、海南市、有田市にまたがる港湾となっており、今回の追加箇所は「和歌浦海南港区」となっています。

また、和歌山下津港は、全国で 18 港が指定されている、港湾法における「国際拠点港湾」に位置づけられています。

一方、右図の都市計画総括図で見ますと、海南都市計画区域内の赤丸部分が今回の追加箇所となります。

こちらは和歌浦海南港区の海南市を中心に拡大した図面となります。緑色が既に決定されている臨港地区の区域、赤色が今回追加する箇所となります。

当該地区は、左側の写真のとおり、現在、埋立工事を行っているところです。本議案は、この埋立区域に対し、今後の港湾管理運営の効率化、円滑化を図るため、臨港地区に追加変更するものです。

次に、今回追加する区域の面積です。表は和歌山下津港における臨港地区の指定面積を各都市計画区域ごとにまとめたものです。

今回の変更対象箇所は、表中の赤枠の「海南都市計画区域」となります。海南市の面積 248.4 ヘクタールに今回追加となる 0.4 ヘクタールを加算して、合計 248.8 ヘクタールとなります。

また、港湾管理者の分区指定案では、「商港区」が追加予定となっています。説明は、以上となります。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第 2 号議案ですね、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 さっきの写真が写っているやつを見せていただきたい。

その今回入る追加区域の手前、陸側に立っているの、あれは防潮堤だと思っておいてよろしいですか。

○事務局 これですね。

○委員 そうです。

○事務局 これは今、国道 42 号の拡幅工事を行ってしまして、その擁壁がここに出ていて、その前の公有水面を埋め立てして臨港地区に指定するということなんです。

○委員 はい。わかりました。そこに何が立っているのかなと思っただけで。今回のこの件については、特にございませぬ。ありがとうございます。

○議長 ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」の声〕

○議長 特にご意見がないようでしたら、第2号議案についてお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長 それでは、第2号議案について、本審議会からは原案のとおり変更することを適当と認めるとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長 はい。それでは、異議なしということですので、第2号議案につきましては、本審議会からは原案のとおり変更することを適当と認めるとさせていただきます。

続きまして、第3号議案について事務局から説明をお願いいたします。

〔第3号～第5号議案を朗読〕

---

○事務局 それでは、議案3、4、5号の詳細について、まとめてご説明させていただきます。

まず最初に、今回、都市計画区域の変更及び準都市計画区域の指定をする、それぞれの区域の位置についてです。

この図の灰色の線で囲まれた範囲が現在の田辺都市計画区域です。今回この灰色で着色された芳養地区と稲成地区の一部を都市計画区域から除外し、赤の範囲へと区域を変更することで区域の面積が4,143ヘクタールから3,290ヘクタールに変更となります。

次に、図の左右にピンク色で着色している範囲が、今回、田辺準都市計画区域として指定する区域となります。図中の左右ともに都市計画区域と隣接する範囲で、左側が中芳養地区の一部、右側が上秋津、下三栖、中三栖、城山台地区の一部を指定します。

区域の面積は、合わせて1,193ヘクタールとなります。この準都市計画区域に建築物の容積率、建蔽率及び各部分の高さの限度、いわゆる「集団規定」を指定します。

ここで、それぞれの区域の定義について簡単に説明します。

まず、都市計画区域は、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を定めることとされています。一方、準都市計画区域は、そのまま土地利用を整序し、または環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる一定の区域を定めることとされています。

そのため、都市計画区域では、地域地区や都市施設、市街地開発事業を定めることができますが、準都市計画区域では土地利用の整序を目的としていることから、地域地区のみ指定することができます。

次に、準都市計画区域の指定により適用されることになる「集団規定」についてです。

集団規定は、主に接道義務と呼ばれる道路に関するルールと、建蔽率、容積率などを定める建築の規模に関するルールとがあります。

続きまして、都市計画区域から除外するエリアの状況です。

先ほどの理由書にもありましたように、当該地域は都市計画区域の指定以降、都市計画施設の整備事業等の実績がなく、開発・建築行為なども少ない状況であるとともに、急峻な地形をなした山間部であることから、今後も都市的な土地利用が見込まれないため、今回、都市計画区域から除外するものです。

除外する区域の範囲は、明確な地形・地物である県道上富田南部線を境界としています。

次、準都市計画区域に指定するエリアの状況です。

当該地域は、田辺市全体が人口の減少傾向にある中で、一定数の人口及び世帯数の増加が見受けられる地域であることなど、理由書にもありましたように、現に一定の開発行為や建築行為が行われている地域であり、今後も散発的な都市的土地利用が発生する可能性が高い地域であることから、今回、準都市計画区域を指定するものです。

指定する区域の範囲として、図左側の地区は、都市計画区域と県道上富田南部線に挟まれたエリアを設定し、図右側の地区は、明確な地形・地物が存在しないため、宅地造成規制区域とも整合する小字界を境界としています。

次に、集団規定についてです。

容積率及び建蔽率については、建築基準法で特定行政庁が都道府県都市計画

審議会の議を経て定めるものとなっています。

規制値は、隣接する田辺都市計画区域の用途地域の指定のない区域において、既に平成16年に県で定めた値と同様の容積率200%と建蔽率60%として都市計画区域及び準都市計画区域と一体的な規制を行い、途切れのない整合のとれたまちづくりを目指したいと考えています。

次に、各部分の高さの限度についてです。

容積率、建蔽率と同様、建築基準法で、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て定めるものとなっており、隣接する田辺都市計画区域において既に定められている値と同様、隣地斜線制限、道路斜線制限ともに1.25に指定します。

最後に、上位計画との整合についてですが、今回の都市計画区域の変更及び準都市計画区域の指定は、平成27年5月に改定した「都市計画区域マスタープラン」の土地利用に関する方針と整合が図られたものとなっています。

説明は、以上になります。

○議長 ありがとうございます。

ただいま3号議案ですね、それから4号議案、5号議案、まとめてご説明いただきました。これらの議案についてご意見、ご質問を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 今回のこの案件を考えるのに1点教えていただきたいんですけど、そのお隣の上富田町も人口が増えてると思うんですが、容積率それから建蔽率、それから斜線制限の状況について教えていただければと思いますが。

○事務局 田辺市と上富田町、数字的には一緒になります。容積率200%の建蔽率60%、そして斜線制限もそれぞれ1.25となっています。

○委員 津波とかの関係で、結構このごろ内陸に移られる方もあって、上富田町もかなり人口がふえてきているということとも符合するのかなと思うんですが、その上富田町と一緒にいうことでしたら、今回の準都市計画区域の設定の数字というのは適切かなというふうに思います。

○議長 そうですね、連続性があって。

○委員 はい。

○議長 はい。

ありがとうございます。ほかに、いかがでしょうか。特にございませんか。

〔「ありません」の声〕

○議長 はい。ご意見ないようでしたら、第3号議案から第5号議案ですね、お諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長 それでは、本審議会からは、それぞれの議案に対し、第3号及び第4号議案、これらは諮問でございますので意見なし、それから第5号議案はこれは付議でございますので異議なしとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長 はい、ありがとうございます。異議なしということでございますので、本審議会からは第3号及び第4号議案については意見なし、第5号議案については異議なしとさせていただきます。

以上で、本日の予定しておりました議案は、全て終了いたしました。委員の皆様方、どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○司会 ご審議ありがとうございました。